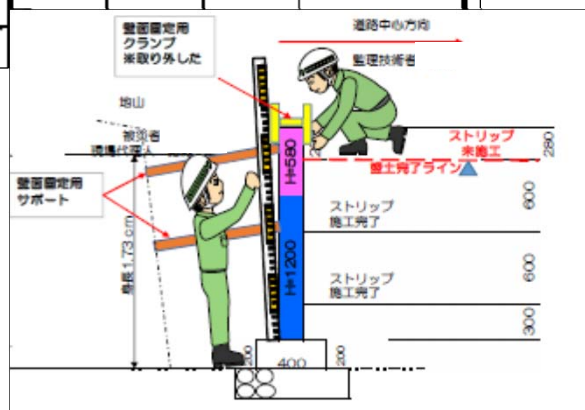
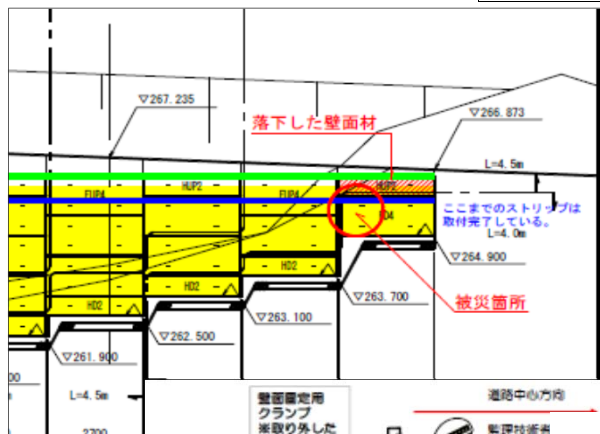


事故種類	労働災害	発生日時	平成28年7月7日 9時05分	事故当事者	元請け
事故区分	飛来・落下	年齢性別	49歳,男性	職種	現場代理人
被災程度(全治)	骨盤骨折、左側足関節骨折、右肩腕部骨折、左側膝関節骨折(全治2ヶ月)				
事故概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補強土壁の壁面前面の埋戻を行うために取上線の測量及び写真撮影を行う施工管理業務を行っていた。</li> <li>・寸法マーキング測量のため箱尺を壁面側に立てたところ壁面材を固定している固定材(クランプ)が支障となる事態が発生。</li> <li>・この状況を見た現場代理人は外すよう補強土壁上部にいる監理技術者に指示し、クランプを取り外したことにより壁面天端材が転倒、落下し下敷きとなった。</li> </ul>				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハーフパネル(H=580)を標準タイプ(H=1200)と誤認識していた(ストリッパー及び上層盛土が未施工の状態)</li> <li>・上記の状態でもクランプを外したこと。</li> <li>・施工計画書及び作業手順書においてクランプの使用が未記載かつ壁面落下の認識不足。</li> <li>・翌日以降の天候(大雨)であり残工事の施工管理から焦りが生じていた。</li> </ul>				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストリッパー及び上層盛土完了が確認できる壁面材に着色し見える化を実施。</li> <li>・ハーフパネルであることが確認できる壁面材に着色し見える化を実施。</li> <li>・壁面固定材のクランプに「外すな」を記入し注意喚起。</li> <li>・施工計画書へクランプを取り外す場合「クランプの取り外しは元請けと施工会社のダブルチェックを行った結果、安全確認された場合にのみ可能とする。」旨、記載。</li> <li>・工事従事者全員による事故防止対策会議を開催し作業手順書の再確認及び徹底を図るとともに現場支援体制の強化、毎週の社内安全パトロールを実施。</li> </ul>				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ストリッパー及び上層盛土完了が確認できる壁面材に着色し見える化を実施。</li> <li>・ハーフパネルであることが確認できる壁面材に着色し見える化を実施。</li> <li>・壁面固定材のクランプに「外すな」を記入し注意喚起。</li> <li>・施工計画書へクランプを取り外す場合「クランプの取り外しは元請けと施工会社のダブルチェックを行った結果、安全確認された場合にのみ可能とする。」旨、記載。</li> </ul>				

## 事故状況図



## 改善策

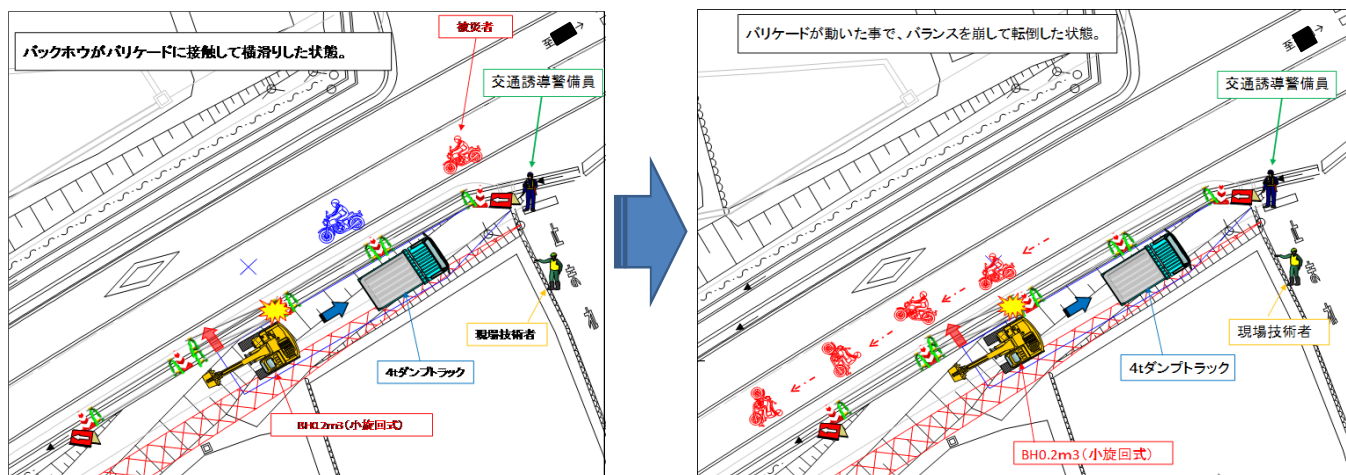


ハーフパネルであることが確認できるように着色並びにクランプに「外すな」を記載し、注意喚起をする。

ストリッパー及び上層盛土完了が確認できる壁面材に着色し見える化し、注意喚起をする。

事故種類	公衆災害	発生日時	平成28年7月16日 11時35分	事故当事者	1次下請け
事故区分	建設機械	年齢性別	28歳 女性	職種	一般の方
被災程度(全治)	左上肢打撲傷、右肘擦過傷、両膝擦過傷。現在、リハビリ中。(1ヶ月程度の予定)				
事故概要	国道沿いのブロック積床堀作業中において、バックホウ(0.2m3級)が後進した際、単管バリケードに接触し、反動でバリケードが動いたことで、走行中の自動二輪車がバランスを崩し、転倒した。救急車を要請し、病院へ搬送した。				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周囲を十分確認せずにバックホウを後進させたこと。</li> <li>・バックホウがバリケードに近寄り過ぎていた為。</li> </ul>				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本、バックホウの移動について、進行方向に旋回し前進する。</li> <li>・ただし、やむを得ずバックホウを後進する場合は、周囲を十分確認する。</li> <li>・重機オペレーターの再教育。</li> <li>・接触防止の十分な離隔を確保する為、片側交互通行規制を行う。</li> </ul>				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本、バックホウの移動について、進行方向に旋回し前進する。</li> <li>・ただし、やむを得ずバックホウを後進する場合は、周囲を十分確認する。</li> <li>・接触防止の十分な離隔を確保する為、片側交互通行規制を行う。</li> </ul>				

## 事故状況図



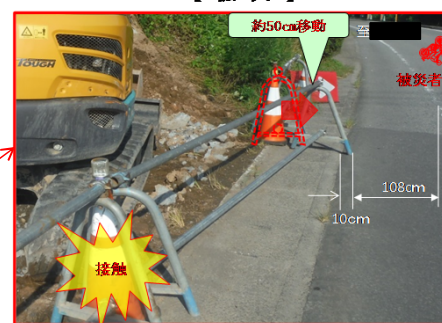
【接触前】



【接触後】

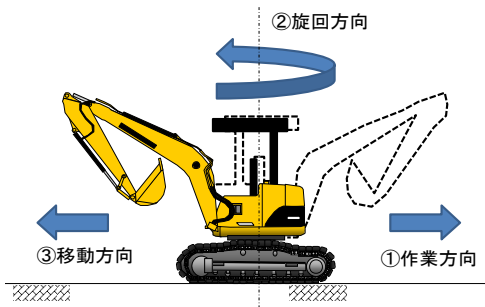


【拡大】

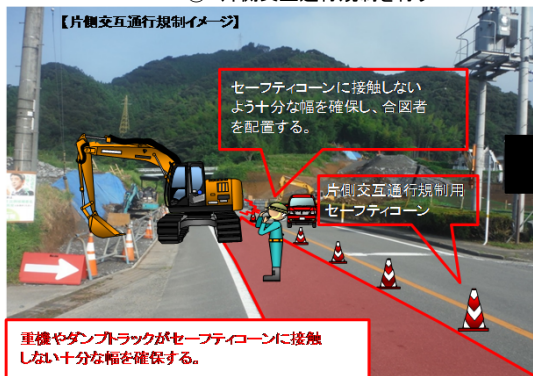


## 改善策

- ①基本、バックホウの移動は、前進して移動する。  
ただし、やむを得ずバックホウを後進する場合は、周囲を十分確認する。  
オペレーターへの指導と再教育



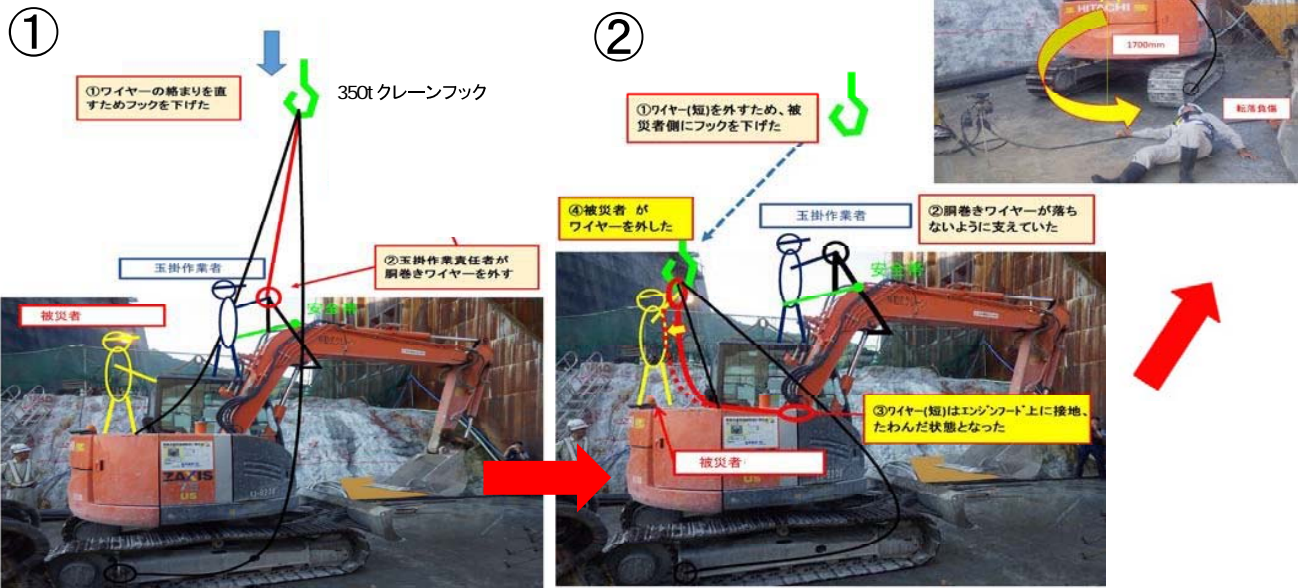
- ② 片側交互通行規制を行う





事故種類	労働災害	発生日時	平成28年7月30日 5時50分	事故当事者	1次下請け
事故区分	墜落・転落	年齢性別	62歳男性	職種	普通作業員
被災程度(全治)	後頭部挫創、頸椎捻挫、全身打撲 (休業見込み0日)				
事故概要	<p>夜間コンクリート打設作業が終了し、後片付けと朝からの作業の段取りから、0.25m<sup>3</sup>バックホウを350tクレーンで吊り上げる玉掛作業を行っていた。</p> <p>地切りしようとした際、ワイヤーが絡んでいたため、絡みを直すため、350tクレーンのフックを下げ、ワイヤーがたわんでいる状態で被災者がバックホウのエンジンルーム上でワイヤーをフックから外した。</p> <p>その際、被災者がたわんでいたワイヤーの反動でよめきバックホウから1.7m下の地面に転落した。</p>				
事故原因等	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災者は、スポット作業届に基づき作業を行っていたが、当該重機揚重作業の配置人員ではなく、自分の作業が終わった為、応援についた。</li> <li>被災者は、片づけ作業の役割であった為、安全帯をはずしており、そのままバックホウの上に乗った。</li> <li>玉掛ワイヤーが太径(φ28mm、3m)であり、たわみによる反動が大きいことを予見できていなかった。</li> </ul>				
改善策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業の責任者(職長・世話役)の指示、確認があるまで、役割外(応援含む)の作業をしない。→緊急安全大会において安全教育による周知を実施する。</li> <li>構造物現場内では「原則、安全帯完全着用」の旨を再度周知し、大型看板でも周知徹底する。</li> <li>事故現場実証に基づき具体的な手順書を作成し、関係作業員に周知する。</li> <li>ワイヤそのものに吊場所、対象吊機種を、機械の吊場所にワイヤの番号を明示する。</li> <li>吊機械に安全帯着用の専用箇所を設け明示する。</li> <li>吊りピース付バックホウに入れ替え、玉掛け作業を地上で行う。</li> <li>太径ワイヤの取り扱いの注意事項を作業員全員に周知する。</li> </ul>				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業の責任者(職長・世話役)の指示、確認があるまで、役割外(応援含む)の作業をしない。→緊急安全大会において安全教育による周知を実施する。</li> <li>事故現場実証に基づき具体的な手順書を作成し、関係作業員に周知する。</li> <li>玉掛け作業を地上で行う。</li> </ul>				

## 事故状況図



## 改善策

